

スポーツの推進に関する連携協定書

奈良県（以下「甲」という）と株式会社アシックス（以下「乙」という）は、スポーツの推進及び県民の健康を増進するため、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互の連携と協力のもと、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、奈良県内のスポーツの推進及び県民の健康増進を図ることにより、相互の発展並びに地域の活性化に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、及び協力する。なお、個別の連携・協力事項に関しては別途書面を取り交わすものとする。

- （1）スポーツ参加の推進に関すること
- （2）スポーツの推進を支える人材の育成に関すること
- （3）学校部活動の地域移行に関すること
- （4）奈良県の魅力資源を活かしたスポーツツーリズムの推進に関すること
- （5）その他前条の目的を達成するために必要と認める事項

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定による取組に当たって知り得た秘密情報（営業上、技術上又はその他一切の業務上の情報であって、開示当事者が秘密である旨を書面又は口頭で特定した情報をいう。）を事前に相手方の承諾を得ないで第三者に開示し、又は漏らしてはならない。ただし、乙が本協定の実施に際し必要な限度で自らの子会社に対し、乙の責任で開示する場合を除く

- 2 前項に定める秘密情報には、次に掲げる資料及び情報を含まないものとする。
- （1）開示当事者から開示される前に、既に知っていた情報
 - （2）開示当事者から開示される前に、既に公知の事実であった情報
 - （3）守秘義務を負うことなしに、第三者から適法に入手した情報
 - （4）開示当事者からの情報開示にかかわらず独自に開発した情報
 - （5）開示当事者から開示された後、自己の責任によることなく公知となった情報

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1月前までに甲乙のいずれからも別段の申入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

本協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙双方署名のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和5年 3月 17日

（甲） 奈良県
知事

（乙） 株式会社アシックス
代表取締役社長CEO兼COO